

## 【憲法問題に関する報告書】及び【憲法と地方自治研究会報告書】の相関関係①

憲法問題に関する報告書 (平成18年3月)		憲法と地方自治研究会報告書 (平成28年11月)	
論点	考え方	改正草案	
前文	前文において、地方自治の保障・地方分権の確立を宣言すること。	前文 (改正趣旨)	この憲法は、 <u>主権者である国民が、全国的及び地域的な公共の福祉の実現のために、自らの政治的権能を、国及び地方公共団体に対して直接負託しており、国及び地方公共団体は、それぞれの責務を担いつつ、互いに協力し、住民の日常生活に関連する公共的事務については、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、解釈されなければならない。</u>
地方自治の基本原則	地方自治の基本原則を明記すること。		1 <u>地方公共団体は、基礎的な地方公共団体と、これを包括する広域的な地方公共団体及びその他法律で定める特別の地方公共団体とする。</u>
国と地方の役割	国と地方自治体の役割分担の基本原則を明記すること。	92条	2 <u>地方公共団体は、その地域の住民の発意に基づき、住民の日常生活に関連する公共的事務について処理する固有の権能を有する。</u>
地方自治体の種類	地方自治体は基礎自治体と広域自治体で構成されることを明記すること。		3 <u>国は、原則として、国家の存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担うものとし、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図るものとする。</u>

## 【憲法問題に関する報告書】及び【憲法と地方自治研究会報告書】の相関関係②

憲法問題に関する報告書 (平成18年3月)		憲法と地方自治研究会報告書 (平成28年11月)	
論点	考え方	改正草案	
議事機関及び執行機関	地方自治体の長及び議員の選出方法は、直接選挙を原則とすること。	93条	改正せず (参考)日本国憲法第93条 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
立法に関する規定	地方自治体の条例制定権の範囲を拡大し、地方に関わる法令は基本的な事項にとどめることを明記すること。	94条	1 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。 2 <u>国会が前項の法律を定めるにあたっては、第92条の趣旨を尊重しなければならない。</u>
財政に関する規定	地方自治体の財政自主権の保障(固有財源の保障、課税自主権、財政調整制度、財政規律の堅持等)を明記すること。	95条	1 <u>地方公共団体は、その運営に必要な財政を処理する権限を有し、固有の財源として、その地域において、条例に基づき、税を課し、徴収することができる。</u> 2 <u>国は、地方公共団体が、その果たすべき役割を遂行するために、適切な財源を配分しなければならない。</u> 3 <u>国は、地方公共団体に財政上の支出をするにあたっては、その支出の基準を法律によって定め、第92条の趣旨に反する条件を付してはならない。</u> 4 地方公共団体は、自らの財政権に基づく歳入・歳出の決算について、地方公共団体が設置する独立の検査機関による検査を受けなければならない。

【憲法問題に関する報告書】及び【憲法と地方自治研究会報告書】の相関関係③

憲法問題に関する報告書 (平成18年3月)		憲法と地方自治研究会報告書 (平成28年11月)	
論点	考え方	改正草案	
国政への参加手続	国政に地方自治体の意見を反映する仕組みを設けること。	96条	<p>1 <u>国は、法律の定めるところにより、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案にあたって、地方公共団体を代表する機関との協議の場を設置しなければならない。</u></p> <p>2 地方公共団体は、国及びその他の地方公共団体からの、法律、命令、規則、条例、その他の関与について、裁判所による裁判を受ける権利を有する。</p> <p>3 <u>特定の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。</u></p>
地方自治特別法にかかる住民投票	特定の地方自治体の権利義務の特例を定める法律(地方自治特別法)は、確実に住民投票に付す規定とすること。		